

令和2年12月24日

各位

倉吉信用金庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。
社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件を発生させ、ご支援ご信頼を賜っております地域の皆様、お取引を頂いているお客様や会員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	当金庫元職員（40歳代男性、管理職）
事件の内容	(1) 事故者は、お客様と当座貸越契約を締結した後、通帳をお客様に返却することなく事故者が所持し、払出伝票により払い出しを行い、資金を着服しておりました。 (2) 事故者は、お客様とカードローン契約を締結した後、解約すると偽ってローンカードを預かるとともに、暗証番号も聞き出し、ATMを操作して資金を着服しておりました。
発覚の経緯	令和2年9月24日、お客様の友人から当金庫支店長宛に、お客様が利用した覚えのないカードローンについて、倉吉信用金庫からおまとめローンの提案を受けたことから、調べてほしいとの問い合わせがあり、調査を進めたところ事故者が利用していることが発覚しました。 これを受けて、令和2年9月28日に事故者本人と面談し、調査結果について事故者に確認したところ、不正利用を認めるとともに、本件以外に7先での不正利用が判明しました。
発覚年月日	令和2年9月28日(月)
発生期間	平成25年4月26日から令和2年9月28日
発生店舗	由良支店、西倉吉支店、三朝支店
事故金額	8先、17,182,300円（発覚時残高8,768,137円） 事故者の家族により全額弁済されており、実損はありません。

2. お客様への対応

事故者が不正を行っていたお客様へは、面談のうえ経緯を説明するとともに、深くお詫びいたしました。

3. 関係機関への届出等

監督官庁に対し、法令に基づき不祥事件等届出書の提出を行いました。また、警察にも通報しております。

4. 関係者の処分

事故者は、令和元年6月30日に退職していますが、在職時に不正を行っていたことから、退職時に遡って懲戒解雇処分とし、既に支払っている退職金についても返還請求を行っています。また、経営責任を明確にするため、理事長以下の常勤役員について、役員報酬を減額するとともに、管理責任を明確にするため、事故者の上司であった当時の支店長について、当金庫の規程に則り、責任の程度に応じて減給または嚴重注意処分とし、厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

当金庫は、法令等遵守を経営の最優先課題と位置付け、法令等遵守態勢および内部管理態勢の強化・整備に努めてまいりましたが、今回の事件が発生し、これらの態勢が十分に機能、徹底していなかったことによるものと役職員一同深く反省しております。

今回の不祥事件発生を厳粛に受け止め、今後このような事態を起こさないように、再発防止に向け、法令等遵守態勢と内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

倉吉信用金庫 コンプライアンス統括室（担当：松原） 総務部（担当：瀬戸山）

電話番号 0858-22-1111

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除きます）